

令和5年度岩手中部水道企業団職員早期退職希望者募集実施要項

1 趣旨

この要項は、岩手中部水道企業団職員の早期退職者募集等に関する規程（以下「規程」という。）第2条第2項の規定により令和5年度の早期退職希望者の募集について必要な事項を定める。

2 対象となる募集

早期退職希望者の対象となる募集は、規程第2条第1項第1号に規定する常勤の職員（満45歳から59歳まで、かつ、勤続期間が20年以上の職員）について行う。

3 退職すべき期日

令和6年3月31日

4 募集期間

令和5年9月1日（金）から令和5年9月29日（金）まで

※この期日を過ぎて提出された場合は、原則として募集の対象外とする。

5 応募取下げにかかる期限

令和5年10月6日（金）まで

6 募集及び応募取下げに係る申請書

別紙のとおり

7 認定の予定時期

令和5年10月下旬

※認定の通知があった職員は、退職願を指定した期日までに企業長へ提出するものとする。

8 優遇措置

制度の適用を受け非違なく退職する職員に対しては、市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村総合事務組合条例第4号）に規定する定年前早期退職者に適用される特例措置による割り増しした退職手当を支給する。

退職手当割増率（市町村総合事務組合・退職手当支給条例第6条の3）

退職日 年 齢	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳
割増率	45%	42%	39%	36%	33%	30%	27%	24%	21%	18%

退職日 年 齢	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
割増率	15%	12%	9%	6%	3%

※年齢は令和6年3月31日時点のもの。